

2024年4月
(株)日本法令

定額減税に伴う「給与明細書・給与台帳

(給与 B-1、M-1、F-1、C-1、L-1、K-1、P-1、S、1、2、2-1)」

「源泉徴収簿兼賃金台帳(源泉7)」での記載についてのご案内

令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について定額による所得税額の特別控除(定額減税)が実施されることとなりました。

令和6年6月1日以後給与等を支払うときに、弊社の給与明細書・賃金台帳関係の商品を使用し特別控除(定額減税)を記載する場合は、月々の「所得税」欄に以下を追記のうえご使用いただけますようお願いいたします。

■「所得税」記入欄に定額減税額を追記

※「源泉徴収簿兼賃金台帳(源泉7)」のみ「所得税」の「算出税額」記入欄に追記

【追記イメージ】

所得税
9,900
定額減税
-9,900

定額減税の金額等の詳細は国税庁定額減税特設サイトをご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

